

(第十八部)

第二回 參議院決算委員會會議錄第二十四号

昭和二十三年六月二十一日(月曜日)午後一時五十四分開会

本日の会議に付した事件

○國家行政組織法案(内閣送付)

○委員長(下條康實君) それでは決算委員會を開きます。先ず國家行政組織法案について御報告を申し上げます。御手許に配付してありますような修正案が金曜日に決定いたしましたので、それの中であつたと申上げたいのがありますが、第七條の2とあります第二項に、「應には、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる内部部局を置くことを例とする。」と置くことができる。というふうな參議院で改めた旨でございます。そこをお直しを願いたいと思ひます。これは土曜日に關係方面との話がありまして、「例とする。」というのには英語ではアズ・ア・ルール、アズ・ア・ルールならば官房のほか、前のほかにも置いていいじゃないか。それではいかに「例とする。」というのを止めて、こういうものを置くことができるのだ、置かなければ官房、部とか置けないというふうにした方がいいという話がありまして、これは改めた旨でございます。それで參議院は私共多少意外に早く決定されました。そうしてすでに明日の本院議にかける段取になつておるやうであります。それで參議院の修正案が一應、まだ未決のままでありますが纏まつておりますので、若し向うが同調し得るならば

同調したかどうかと傳へましたが、先程向うから返事がありまして、もう委員會で決定したのであるから、これ以上は何ともいたし方ないということの返事がありました。それで便宜上の間まにこちらで纏めて、修正案……まだ次官の点が決つておりませんが、決つた部分と対比した表ができております。國家行政組織法案の兩院修正案比較、これに修正の双方の比較が出ておりますが、これを御覽頂ければ大体お分り願ふと思ひます。これをどういふふうに取り扱つたらよろしいか、一つお考えを伺いたいと思ひます。ちよつと政府に伺いたつたのですが、第十七條の次官の点は參議院の方では何も修正しておりませんが、政務次官はどうなつておりますか。

○國務大臣(船田幸三君) 政府の方では別に十七條について特に積極的によするということ修正はなかつたやうです。これはこのままにして置いて、そしていわゆる政務官の問題は別に考へるといふことと、それからこの次官に國會議員になれるかどうかということとは、國會議法の方で規定する方が適當じゃないかというやうな意見でそのまゝになつたやうでございます。

○小野哲君 今委員長からこの取扱ひをどうするかというふうなお話がありつたのでありますが、すでに參議院の方は近く修正議決して本院の方へ送付して参ることになつてゐるやうでありますので、この委員會としてはいづれはその修正の内容によつては兩院協議

に非常に大きな相違はないと思ひます。から、やはり參議院のやうに同調して行つたらどうかと思ひます。

○委員長(下條康實君) そうしますと、伊達委員のお考えは、第二條には一項として加えて、そうして先に御決議になつたやうな、後段に附加することを止めて、一項を加えることにしたかどうか、どう思ふのでございませうか。

○伊達源一君 そうですね。

○中川幸平君 伊達さんの言われることと、成るべくこうして向うの修正が分つておるのだから、同調できるものは同調しまして、併しこの法案の重要性に鑑みて、どうしても同調できないという節は、どうしてもできないという建前で、二項々々進んで貰つたら結構だと思ひます。第二條のごとき精神が何ら變つておりませんから、成るべく同調して行けば、その方がいいと思つております。

○委員長(下條康實君) 第二條は參議院の案の通り、第二項として加えることにいたしてよろしいと思ひますか。

○委員長(下條康實君) それではさうにいたします。

○委員長(下條康實君) それではさうにいたします。

○委員長(下條康實君) それではさうにいたします。

○委員長(下條康實君) それではさうにいたします。

○委員長(下條康實君) それではさうにいたします。

○委員長(下條康實君) それではさうにいたします。

○委員長(下條康實君) それではさうにいたします。

○委員長(下條康實君) それではさうにいたします。

○委員長(下條康實君) それではさうにいたします。

○委員長(下條康實君) それではさうにいたします。

○委員長(下條康實君) それではさうにいたします。

○委員長(下條康實君) それではさうにいたします。

○委員長(下條康實君) それではさうにいたします。

○委員長(下條康實君) それではさうにいたします。

○委員長(下條康實君) それではさうにいたします。

○委員長(下條康實君) それではさうにいたします。

○委員長(下條康實君) それではさうにいたします。

○委員長(下條康實君) それではさうにいたします。

さいます。これはこの通りでよいかと思ひますが、よろしゅうございますか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(下條康實君) 第七條の第一項は衆議院と全然同じでございます。それから第二項は先程申しましたように「例とする」というのが「できる」と改めただけであります。これは「できる」と改めてよろしゅうございますか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(下條康實君) これもよろしゅうございます。「前二項」これも衆議院と全然同じでございます。それから八條が違ひでございます。ちよつと落しました。第七條の第三項に「委員会に事務局を置く。前三項」前二項に修正になります。文字の修正でございます。これは衆議院が修正を落したそうでございます。第八條の審議会又は協議会等を設けることを衆議院では政令でやつておりますが、参議院の方では法律で、そうして但書に「予算上の措置がこれに伴つていなければならぬ」とこれは当然法律になれば要らなくなるわけでありまして。そういふ關係になつております。もう一つ落しました。第七條の第三項の衆議院の案では、予算上の措置について「いずれの場合においても」とありまして、法律で局を設置した場合でも、予算上の措置があるということになつておりますが、これは無論置ける場合でもよいと思ひます。法律であればそこで決まるので、課を置く場合のようないふ法律のない場合には、予算上の措置を俟たなければならぬので、これも間違ひではないかと思ひます。

これはこちらの主張の方がよいのではないかと思ひますが……

○小野哲君 ちよつと通つて何つて置きたいのですが、私になかつたのかも存じませんが、第七條なんですが、第七條の府省、院及び廳には、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる内部部局を置くことを例とする。……

○委員長(下條康實君) それも落しました。

○小野哲君 特に必要があるときは部を置くことができる、こうなつておりますが、部を置くような場合においては或いは総局を置かなければならぬような行政組織を考えねばならぬと思つてゐるのですが、そういうふうな点については特例として府、省においても総局を設けることができるというふうなことにいつての何か御相談がございましてどうですか。

○委員長(下條康實君) これは確か局の中に部を置くような場合、課にしては大きい、局にしては小さいので、部というふうな程度のものがいいというふうに言つていました。

○小野哲君 それからもう一つ総局の問題について伺つて見たいことは、一般の行政官廳等においては、その業務量に應じて行政機構が作り上げられることは当然であります。ものによりましてはその組織の内容の業務量の大きさにによりましては、或いは総局を置かなければならぬような場合も想像されるのであります。それでこれは後程現業所管行政機関との關係も起つて参りますが、それ以外の場合において、一般の行政官廳においても、特に必要があるというふうな場合に総局が

置けるという途を開いて置くことが考へられるのではなからうか、原則としては官房、局、課ということになることは当然であります。特例として部を設けるようなことも考えられるならば、総局を置くということも考えられるものであらうか、こういう点について、実は私席を外しておつたために、その間の論議がどの程度でございましてかよく知りませんので、若し重複しておりましたら、甚だ恐縮ですが……

○委員長(下條康實君) 私の記憶では、今の問題については普通の行政機関には総局を置かない考へ方になつております。ただ局の下に課でちよつと間に合わない、もう少し大きな組織が必要、それを部と考えております。それでお話のような、総局はいわゆる現業のようなものに限る、こういうふうにあつたように思ひますが、ちよつと政府に伺ひたいのですが、現業以外の普通の行政機構に総局が要る場合が予想されますか。

○國務大臣(船田重二君) 今のところありません。

○委員長(下條康實君) 今のところないそうです。

○小野哲君 それからいま一つ、部にいつて何つて置きたいのですが、今委員長のお説明では、これは局の中の部でございまして、言い換へれば、官房、局、部、課、こういうふうなことになるわけですね、但書としては……

○委員長(下條康實君) そうです。速記を止めて。

○委員長(下條康實君) それでは速記を始めて。第八條に移ります。これは

衆議院案は政令をそのままにして置きまして、そして但書はそのままにして置きますが、いわゆるその他の機関を削つたわけですね。その代りに第二項を加へる。それ以外の機関を設ける場合には國會の承認を要する、そういうことになつております。非常に妙な修正ですね、これは……

○小野哲君 こちらの修正の方がよいと思ひますが、参考のためにちよつと衆議院の方はどういふ趣旨でちよつとちよつとされたか、その説明を政府委員から願ひたいのですが……

○國務大臣(船田重二君) 最後は問題になりましたのが中央労働委員会、或いは農地委員会なんです。……

○小野哲君 農地委員会ですか……

○國務大臣(船田重二君) はあ、これが一部の議員の方から問題になりました、これが諮問的、又は調査的なものである、こういう審議会又は協議会には入らない、その他の機関というところに入る、そこに非常に重要なものがあるから、そういうことは一々國會の承認を得なければならぬのじやないかというふうなことも問題になりました。……

○小野哲君 それから又別な意味でこの予算も伴わないで、各省でいわば私的に申し申します、設けておる委員会が非常に沢山ありますので、それを整理しなければならぬ、それが非常に強く問題になりまして、そういうふうなところから別にその他の機関については國會の承認を得るといふ案が出て來たわけですね。

○委員長(下條康實君) ちよつと伺ひますが、その衆議院の修正案の前項に掲げるものの外、必要な機関は」といふのは、これは或る個々の機関です

か、何か總括的なものとして出すのですか。その委員会は國會の承認を得てこれは出すのですか。

○政府委員(佐藤功君) これも個々の機関のつもりでおります。

○委員長(下條康實君) 列記したものの以外に法律が要るので、第一項の分は勝手に政令でできると、こういうことになるのですか。

○政府委員(佐藤功君) そうです。

○委員長(下條康實君) そうすると矛盾したものがあつた。追加して決めるものは法律による。……

○小野哲君 私はどうも衆議院修正の御意見は、それ自体の内容に矛盾が含まれておるような気がいたしますので、本委員会の修正意見を御採用になるように希望いたします。

○委員長(下條康實君) ではこの第八條につきましては、こちらで決めた通りにいたしてよろしゅうございませうか。

○中川幸平君 こちらの方ので結構と思ひますが、こちらの方の修正字句はどういうことになりませうか、ちよつと読んで頂きたいと思ひます。

○委員長(下條康實君) 第八條につきましては政令を法律に改める。それから但書を削るだけです。その他の機関は残るのです。それじやよろしゅうございませうか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

これも間違ではないかと思ひます。

必要があるというふうな場合に結局が

を始めて。第八條に移ります。これは

うのは、これは或る個々の機関で

れることになりす。これは條文の整

理であります。

○山下義信君 あとに戻つて済みませ
んが、第八條を修正いたしますと、第
八條の第二項はどういう関係になりま
すか。

○委員長(下條康實君) 原案の第二項
ですか。

○山下義信君 原案の二項です。

○委員長(下條康實君) 二項はそのま
ま残ります。

○山下義信君 なくてもいいように思
ひますが、これはこのまま置いておき
ますか。この第二項は……

○委員長(下條康實君) 説明したいな
ものですねこれは……これは当然
の規定じゃないですかね。これは地方
自治法によつて……ちよつと政府に
伺いたいのですが、第八條の第二項で
すね。これは地方自治法によつて当然
こういう國會の承認、經費の負担の問
題は起つて来るのです。

○國務大臣(船田幸三君) そうです。
現在では例へば海上保安廳などの場合
に、地方に保安廳機關を置く場合に、
一々國會の承認を求めておりません
が、そうなりますと、やはりこれがあ
つた方がいいんじゃないですかね。

○山下義信君 この第八條第二項につ
きましては、先般政府との質疑應答の
場合に地方機關を政令で定めまして
も、この自治法の第五十六條により
まして國會の承認を求めなくてもいい
よになつております。況んや法律事
項にいたしますれば、尙更これは必要
がないというふうに、第九條と関連し
ての説明もあつたのでございしますが、
これは置かなくともよいのじゃないか
と思ひますが、如何でございししょう
か。つまり私の申し上げるのは、第八

條の政令を法律と變更したときに、
その法律で定めざる範囲内は、地方
の支應或いは地方設置の機關まで法律
の中に含有するということに相成る、
こう考へるのであります。

○委員長(下條康實君) 連記を止め
て。

〔連記中止〕

○委員長(下條康實君) 連記を始め
て。第九條は、第二行目の(前條第一項
の規定に該當する機關を除く)これは
当然條文の整理上取れます。第十條の
「各院の總裁」、これはなくなりま
す。それから第十四條の点が違ひの
で、第十四條は「命令又は示達によ
り、その活動を整頓するため、」を「命
令又は示達するため、」に改める、そ
れから「指令、訓令又は通達」を「訓令
又は通達」と、二つに減らすというこ
とになつております。

○中川幸平君 第十四條はやはり參議
院の修正に一應決めて貰つた方がいい
と思ひます。

○委員長(下條康實君) よろしうござ
いますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○衆議院一君 第十四條は、この前連
記のない時に発言したのですが、もう
一度この点はつきりして置きたいと思
ひます。

○第十四條によりますと、國家公務員
法が優先して労働組合法で保障されて
いる権利が犯されるのではないかと
いうような懸念があるのですが、その点
一つ政府委員からつきりそれに対す
る答弁を頂いて置きたいと思ひます。
例へば業務命令という形で、労働組合
の團結権が犯されるというふうな事実
があるのではないかと心配がある

のです。その点はつきりして貰いた
いのです。

○政府委員(前田克己君) 前回懇談の
時に私から申し上げたこととありま
すが、重ねてお答えをいたします。
「國家公務員法及びこれに基く規則の
規定に従ひ」ということも、いわば
これに取つて絶対に必要な規定と思
はれないのであります。國家公務員
法と申しますのは、國家の機關に従事
する職員のことを規定する法律であり
ますから、全体的に規定するところ
があるというので、特にこの條項を入
れた次第でありまして、もとよりこ
ういう字句が入つておろすとおろまいと
に拘わらず、すべての別個の法律の効
力というものは、そのまゝに存するわ
けであります。従つて今御指摘になり
ました労働組合法の關係も、これとは
又別個の法系によつてできておる法規
でありますから、ここに掲げません
でも、労働組合が保障をされておるま
する政府職員の權利義務というもの
は、何らこの規定によつて犯されるこ
とはないのであります。業務命令等
によりまして、労働組合法で禁ぜら
れておるような事柄は、もとよりこれ
を命令することができないわけであり
ますから、特にそれまでここで言う
必要はないと考へております。

○衆議院一君 大体了解したのであり
ますが、これは大體團體にとつて非常
に重要な点で、はつきり労働組合の
權利を犯すものでないという但書を入
れて貰おうと思ひましたが、今の説明
で了解いたしましたから、一つ委員長
の報告の際にこの点をはつきりして頂
きたいという希望いたします。

○委員長(下條康實君) 承知いたしま
す。

した。ちよつと戻りますが、第七條の
ところで、結局の問題、形に關するこ
とにつきまして連記が抜けておつたと
思ひますが、小野委員からもう一度御
發言頂きまして載せて頂きたいと思
ひます。

○小野哲君 第七條の但書に、「特に
必要があるときは、部を置くことがで
きる。」と、こうなつておりますが、
將來は行政機關の關係から、現業所管
の行政機關は勿論であります。その
他の府、省等におきましても、業務量
の程度に應じて、結局を置くというこ
とを考へなければならぬような場合が
起るのではないかと想像いたされま
すので、幸ひ今日は政府當局も御列席で
あられますので、一應お心組みを伺つ
て參考にいたしたいと思ひます。

○政府委員(佐藤功君) 政府側の考へ
といひましては、部というものは、
今御指摘の通りに、非常に必要な、実
際上必要なことが多いと考へますの
で、部の点は設けられる余地を残して
置きたいと考へております。結局の点
については、現在御承知のように運輸
省などにおきまして結局の制度があり
ますし、目下提案されておりますこと
の通信省の新らしい設置法案にも結
局が書いてございすので、ああいう
現業を行います行政機關には結局とい
うようなものが必要になると考へてお
るわけでございますが、併し一般に現
業以外の普通の監督行政を行います者
には、できるだけ結局というふうなも
のはむしろ置かないというふう
に、そういう心組の上でこの頃の行政
機構改革などの立案に當つては、
でございす。

○小野哲君 了承いたしました。

○委員長(下條康實君) それでは十五
條に移りまして、十五條は參議院の方
では別に修正はないのであります。が、
衆議院では二項が加はりまして、「前
項の規定により罷免をしたときは、内
閣總理大臣は、政令の定めるところに
より、罷免の理由を当該都道府縣の住
民に公示して周知させる措置を講じな
ければならない。」というものが加わ
つたのですが、この点は如何でござ
いししょうか。

○中川幸平君 こういう場合に殊更か
ような法案に載せなくても當然なこと
でなからうかと思ひますので、衆議院
のようにならうかと思ひますが、どうで
ございししょうか。

○委員長(下條康實君) 中川委員のお
考へは、この第二項を附けなくてもよ
ろしいという考へですが、如何でござ
いししょうか。

〔中川委員の意見に賛成します〕
と呼ぶ者あり

○委員長(下條康實君) それでは中川
委員の意見の通りに、これは加えない
ことにいたします。

その次、十六條は共通になつており
ます。

それから十七條、十八條の次官につ
いてでございますが、これは衆議院は
修正せられないのであります。政務次
官については別に國會法の方で考へる
というところであるのであります。

政府に伺いたいのですが、この十七
條の次官の國會議員を兼ねることにつ
いても、別に考へるのですか。その点
はどうなんでしょうか。

○國務大臣(船田幸三君) 衆議院の方
では大體そういう考へようです。こ

の十七條の、次官を國會議員が兼ねることができるとかというところも、國會議法の方で考慮するという趣旨のようだと思います。

○委員(下條康重君) これは前回次官に關しては意見の纏らなかつた点であります。

○中川幸平君 この第十七條、第十八條を一括して御相談になつたものと思ひますが、政府次官問題を別にいたしまして、次官と總務長官と並立してあるということが如何なものかと私共思つておるのであります。事務次官を置くならば、總務長官は要らないじやないか、總務長官を置くならば事務次官は置かないことにしてもいいじやないかというのが先般來私共の言つておる説なんです、又私共の会派においてもさういふ皆申しておるのであります。衆議院の方では政府次官の問題は別個というところになつておるのでありますから、それに同調いたしますとすれば、この事務次官を認めるか、それを認めれば第十八條を削除して貰う、十八條の總務長官を活かすならば、この十七條を削除して貰いたいという私共の意見であるのであります。

○委員(下條康重君) そうすると中川さんの御意見は政府次官を別に設けることにするならば、十七條を置くならば十八條は要らないし、十八條を置くのならば十七條は要らないというわけですね、どちらか一つ置こうという御意見ですね。

○中川幸平君 そういふ意見です。もう一つはつきり申しますと、私共では十八條が、つまりこれまでの事務次官の代りをして貰つて、次官は大臣と同

じく政府官にして貰いたいというつもりで申上げておるのであります。そのお含みでお諮りを願ひます。

○委員(下條康重君) この点如何でしょう。

○山下義信君 私は第十七條は原案のままにいたしまして、やはり衆議院と同じであります。政府次官は別にこれを定める。第十八條は削除する。こういう意見であります。

○委員(下條康重君) 外に御意見ございませぬか。

○委員(下條康重君) 我々の会派も次官……第十八條は要らないのじやないかというのです。但し先程からの他の委員の論議に、私共としては、次官は事務次官であると考え、まあつまり副大臣と考へて、國會議員以外の者からこれを選ぶというふうの考へを持つております。

○委員(下條康重君) 政府次官は別です。

○委員(下條康重君) 政府次官の問題は別に論議されるべきである……

○委員(下條康重君) そうすると大体ここに書いてあります甲案です。次官はそのままに、總務長官は削る。但し政府次官については別の法律で決める。これでございませぬ。中川さんの次官を政府次官……政府次官は別なんでしょうか、政府次官にするのですか。

○中川幸平君 いや衆議院の案のようにするならば、これはこのままにして置いて、そして十八條を削る。どちらでも、二通りの御相談を、意見を申上げたのであります。

○委員(下條康重君) そうですか、そうすると甲案でもいいわけですね。

一致したようですね。

○中川幸平君 十八條をその代り削るのです。

○委員(下條康重君) 削るのですか。そうすると政府次官は別に置いて、政府次官は衆議院の方で……その代り十八條のところを削る。そうすると甲案と一致したわけですね。

○中川幸平君 我々の理想案ではありませんが、衆議院がそうして來た以上はそれでもまあやれる……

○委員(下條康重君) 分りました。

○小野哲君 ちよつとこの際に向つて置きたいのですが、十八條は削りつぱなしになさいますか。十七條の次官をお置きになれば、この次官は「政策及び企画に参画し、大臣不在の場合その職務を代行する」という一つの役目と、同時に「省務を整理し、各内部部局及び機關の事務を監督する」という一つの立場、両方兼ね備えたような次官になさるおつもりでありますか、この点をはつきりされることがいいのじやないかと思ひます。

○委員(下條康重君) そうでございませぬ。それでは今のお話で大体甲案のごとく次官はそのままとして、總務長官は削る。但し政府次官については別個のものを作る、かようにいたしますと、その結果として十八條の總務長官が持つ所掌事項、それを次官に持つて行くかどうかという問題が起るのです。これを一つお決めに願ひたいと思ひます。

○委員(下條康重君) その前にちよつと皆さんの意見を念のために拜聴して置きたいのですが、今議論になつてゐる次官は國會議員以外ですか。國會議員からも任用できるということですか。例えば

は中川委員その他の委員の方々の大体纏まつた意見は……委員長にお尋ねしたいのですが、この次官というのは國會議員以外ですか、國會議員以外でもいいが、國會議員でもいいということなんですか、それをちよつと念のため伺ひたいと思ひます。

○委員(下條康重君) その点は実ははつきりしてないのでございませぬ。

○中川幸平君 衆議院がこのままで通した点から見まして、これは國會議員以外から採る次官のことを指しておるというふうに私は解釈しております。それで政府次官は……これは國會議員から任命するところの問題は別個に法律を以てする……意見の如何に聞いておるので、この法案にある次官はいわゆる事務次官で、國會議員以外から任命する次官のことであるという解釈をしておる。

○小野哲君 もう一度私の意見を申し上げますが、その次官を外局とか、省内の部局全部を包含して、一面事務的にも監督するような権限を持たせし、又大臣の職務代理もする……ふうなことになる……で、この次官は國會議員以外の者を任命する……方いいのではないが、かように考えます。その場合に私から申上げました第十八條の總務長官の所掌事項と、権限と、第十七條に掲げられておる事項とをどういふふうに調和されるか、この辺を御研究を煩わしたい。

○中川幸平君 今小野さんの申されるごとく、この十七條に、十八條の各内部部局という点から一つ加えてはつきりして頂きたいと思ひます。そして十八條を削つて頂きたい。

○委員(下條康重君) 分りました。それでは十七條の次官は、政府次官が置かれる以上はこれは國會議員が兼ねない。それでその権限は第十八條の總務長官が削除になりました關係上、その権限も併せ持つ、こういうことでよろしいと思ひますか。

○委員(下條康重君) 是(異議なし)と呼ぶ者あり

○委員(下條康重君) ではさうにいたします。

○山下義信君 私も大体においては賛成でございませぬ。併しこの次官は從來の事務次官とは置かれる性質が、目的が違ふ……です。で第十八條の總務長官の所掌事項をそこへ持つて行かれるのはよろしいと思ひますが、これは全く現在の事務次官ということになる……では、これは又意味を成さなくなつて行かれますので、若し持つて行かれるというならば、省務を監督する……という程度で、つまり外局までもこの副大臣格の次官が監督する……という程度で私はいいいのじやないかと思ひますが、余り事務次官に準じない……に、この権限の御研究を一つ願ひたい、こう思ひます。

○委員(下條康重君) そうしますと、山下委員にお伺ひいたします。どういふふうに書いたらいいのですか。次官は、大臣の命を受け、政策及び企画に参画し……

○山下義信君 そこへ省務を整理してそれだけ入れて頂ければ……

○委員(下條康重君) 省務を整理し……、分りました。「大臣不在の場合その職務を代行する」これは要りますか。

○山下義信君 要ります。

○委員(下條康重君) 「代行し省務

の代りをして貰つて、次官は大臣と同
そうすると申案でもないわけですね。
も任用できるということですか。例え
八條を削つて頂きたい。
○委員(下條廣重) 「代行し省務

を整理し」そういたしてよろしくござ
いますか。
○山下義信君 「次官は、大臣の命を
受け、政策及び企画に参画し、省務を
整理し、大臣不在の場合その職務を代
行する。」こう願いたいと思ひます。
○委員(下條廣重) 今の通り「次
官は、大臣の命を受け、政策及び企画
に参画し、省務を整理し、大臣不在の
場合その職務を代行する。」さうよう
よろしくございますか。

○委員(下條廣重) さうに決定
いたします。
それから二十條でありますか……
○委員(下條廣重) 政府では、政務次官を置
くという事は、確定しておるのです
か。どう御意見ですか。
○委員(下條廣重) 政務次官は別
に置くことにして……
○委員(下條廣重) 我々の委員会としては、
置くことにしてというので、政府では
どう御意見ですか。
○委員(下條廣重) 衆議院もさう
いう前提の下でやつておるようであ
ります。

○委員(下條廣重) はつきりしないけれど
も、我々としては置くという前提の
下でやる、さういう考え方でいいの
ですね。
○國務大臣(船田重二君) 現在のところ
も、今の政務官臨時設置法をできれば
延長するということもありません。現
在の政務次官を置くかどうかとい
うことについては、はつきりしたことは
まだ政府として定まつておりません。
○中川幸平君 現在政務次官は二人、
これは現在の與黨三派として必要があ
るというお認めの上で置かれてある
し、それから我々の会派でもやはり必
要であると思つておるのだから、政務
次官が置かれるものと私共解釈いたし
ております。それで事務次官という
もので、政務次官は当然この外に別
の方に行つて置かれるものというよう
に解釈しておるのであります。
○委員(下條廣重) それでよろし
うございますか。
○委員(下條廣重) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(下條廣重) 二十一條であ
りますが、二十條は、職の定員は、法
律で定める、この点は衆議院と同じ
であります。且つ、予算上の措置が
これに伴つていなければならぬ。と
いうのは、衆議院の削り落しのよう
でありますから、こちらの案の通り
でございます。
それから二十一條は、両院とも同じ
でございます。
それから二十一條の次に一條が加わ
りまして、新しい二十二條、これは
衆議院にないのであります。即ち「現
行行政機関については、特に法律の定
めるところにより、第七條及び第二十
一條の規定にかかわらず、別段の定め
をすることが出来る。」これは先程小
委員が述べられました……
○小野哲君 私一般行政機関と現
行行政機関というものは、その特
徴に應じて行政運営が能率的に行われ
るということが必要だろ、かように
考へておりますので、現案を所管して
おるような行政機関においては、法律
で特例を設けることが適當だろ、と
かように考へますので、この趣旨に
ついては結構だと思つております。
○委員(下條廣重) 小野委員の通

りにこれを加えておきまして主張した
らどうかと思ひます。
○委員(下條廣重) 「賛成」と呼ぶ者あり
○委員(下條廣重) その次は昔の
二十四條のところ、定員に關しては
昭和何年何月何日というように、月
日を入れるようになっておりますけれ
ども、衆議院の案では少し變つており
ます。定員に關することは削つたので
すね。これは政府の御説明を伺いた
いのですが……
○政府委員(前田克己君) 衆議院の方
は、最後の、定員は政令でこれを定め
ることが出来るというのを削られま
して、削りつばなしになつておるの
であります。この御趣旨は、恐らく二十
條で法律で決めるということになつた
から、さういふことは政令で定め
るということをおかしいとい
う意味で、削られたと思つてあり
ますが、ただ削りつばなしでは少し
不足のような感じがいたします。と申
しますのは、二十條で法律に定まり
ますが、この二十條の規定は、國家
公務員法の定める職階制が確立実施
される日からは、この規定は適用
にならないから、法律の施行期日から
公務員法で定める職階制の確立実施
される日まで、さういふ方法で定員を
決めるのか、二十條を修正された
精神から言へば、當然法律となるので
ありまして、何にも言われません
と、この点がはつきりいたしません
政府の原案では政令主義を取つてお
りましたから、その点をはつきりさせ
るために、政令とこれを言つておられ
たので、若し施行期日以後はすべて法
律でやらせる御趣旨であるならば、や
はり衆議院案のように定員のこととは何

月何日からということをお入れになつ
た方がよろしいように思ひます。
○小野哲君 私もこの衆議院の二十四
條の修正は十分でないように考へま
すので、やはり本委員会でも取上げた
ような修正意見が妥協ではないか、か
ように考へます。
○委員(下條廣重) 二十四條の修
正は、衆議院の修正に拘わらず、こ
ちらの修正通りにいたしてよろしく
ございますか。
○委員(下條廣重) 「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員(下條廣重) さうに決定
いたします。さういたしますと、あ
は施行期日の問題であります。こ
れは二十四年一月一日でよろしく
ございますか。
○委員(下條廣重) 「賛成」と呼ぶ者あり
○委員(下條廣重) それでは決
算に關しては明日午前十時からいた
します。今日はこれで散會いたします。
午後三時三十分散會
出席者は左の通り。
委員長 下條 廣重
理事 西山 龜七君
伊達源一郎君
委員 岩崎正三郎君
堀 眞琴君
北村 一男君
中川 幸平君
竹中 七郎君
谷口彌三郎君
平野善治郎君
深川タエ君
小野 哲君
鈴木 憲一君
山下 義信君
兼岩 傳一君

決定いたしました後に、改めて正式にこの
委員会に御決定願ひたいと思ひます。
それで行政組織法案はさうな段取り
にお願いいたします。次は今日お願い
する事項は決算の方をお願いしたい
と思つておりますが、大蔵大臣は如何
でございますか。何か大きな御質問が
あるうと思ひますが、質疑があります
たら大蔵大臣にお願ひいたします。
○伊達源一郎君 この決算の方は大蔵
大臣も見えていないようですから、次
にして頂いたらよろしいと思ひます
が……
○委員(下條廣重) それでいい
のですが……明日にいたしまし
ようか。
○委員(下條廣重) 「賛成」と呼ぶ者あり
○委員(下條廣重) それでは決
算に關しては明日午前十時からいた
します。今日はこれで散會いたします。
午後三時三十分散會
出席者は左の通り。
委員長 下條 廣重
理事 西山 龜七君
伊達源一郎君
委員 岩崎正三郎君
堀 眞琴君
北村 一男君
中川 幸平君
竹中 七郎君
谷口彌三郎君
平野善治郎君
深川タエ君
小野 哲君
鈴木 憲一君
山下 義信君
兼岩 傳一君

國務大臣

千田 正君

政府委員

國務大臣 船田 亨二君

総理府事務官

（行政調査部） 前田 克己君

総務部長

（行政調査部） 佐藤 功君

（勤務）

六月十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、中央出先機関の整理統合に関する陳情（八件）（第五百十二号）

第五百十二号 昭和二十三年六月十日受理

中央出先機関の整理統合に関する陳情（八件）

青森縣議會議長 櫻田清芽外八名

この陳情の趣旨は、第三十一号と同じである。